

背景・課題

- デジタル化の進展に伴い多様な決済手段が登場している。
- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として職員と住民との接触の機会を少なくする仕組みとして、または、ポストコロナに向けてのインバウンド需要を狙って公金収納のデジタル化の取り組みを行う自治体が増えている。
- 公金収納のデジタル化において、3つの場面（窓口、納付書、電子申請）でのキャッシュレス化が主に考えられる。

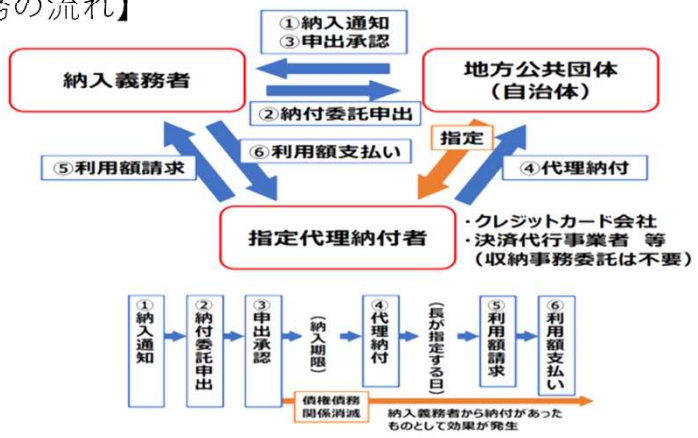
①窓口収納におけるキャッシュレス化

入場料でのキャッシュレス化の事例（指定代理納付制度を前提）

【内容】

窓口にてQRコードやクレジットカード決済端末を設置し、入場者からの申し出により、それぞれのキャッシュレス決済で収納する。

【事務の流れ】



出所：公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（第2版）

【経費】手数料（約3%）が必要。

【参考】

JPQRは、20社前後の決済サービスを一つのQRコードで対応できる。自治体としては、すべての決済事業者と契約を結ぶ必要があるが、JPQR普及事業Webサイトから一括申し込み可能。ただし、それぞれの決済事業者からの入金日や決済取消処理は各社ごとに異なる。また、手数料も各社ごとに異なる状況。

マルチ決済端末によるキャッシュレス化



出所：公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（第2版）

○ マルチ決済端末を利用した場合、端末代金などの経費がかかる場合もあるが、様々なキャッシュレス決済に対応できるほか、決済手段が異なっても決算事業者からの入金日と同じ日になる場合があるなどのメリットが考えられる。利用者の決済方法の状況も踏まえて総合的な検討が必要。

○ 端末費用に加え、通信費用、初期工事費や決済手数料、振込手数料が必要な場合もある

公金収納の円滑化

【留意事項】

項目	対応
① 収入から決済手数料が差し引かれて、事業者から自治体に入金される。	総計予算主義の原則にもとづき、繰替払いするものとして財務規則等に規定するか、公金振替による対応が必要。
② 事業者から自治体への入金が決済日以降となる。	専用サイトから月次のCSVデータなどをダウンロードし、決済金額を管理することが必要。
③ 領収証書が発行できない。	各自治体の財務規則等で領収証書を発行しない歳入とするか、又は、金銭登録機の記録紙等発行する歳入金とするかなど定めることが必要
④ 決済金額を誤った場合、それぞれの決済方法に応じた取り消し処理が必要。	通常の歳入金のように戻出処理を行い現金還付を行うのではなく、専用サイトや専用端末により、取消処理を行うことが必要。

県内市町村におけるキャッシュレス決済の導入状況（和歌山県調査 令和3年7月1日時点）

対象：直営施設における収入(使用料・手数料・賃貸料)、指定管理施設における自治体収入(使用料・手数料・賃貸料)・指定管理者の収入(利用料金)

	キャッシュレス決済導入施設数（割合）	主な施設（導入施設数）	主な決済方法			傾向
			スマホ決済	スマホ決済アプリ	カード払い	
直営施設	133施設／4,252施設 (3.1%)	公営住宅（127施設）	—	PayPay、PayB	—	・現状、直営施設への導入は少なく、大半が公営住宅（納付書へバーコード印刷） ・PayPayの導入が若干多い
		病院（2施設）	ID、Edy	PayPay、d払い	クレジット	
指定管理施設	29施設／389施設 (7.5%)	宿泊休養施設（15施設）	—	PayPay、メルペイ、auPay	クレジット、デビット	・直営と比べ導入は多いが、宿泊休養施設等が大半 ・クレジットカードの導入が多く、次いで、PayPayが多い
		キャンプ場（5施設）	ID、Edy	PayPay、楽天ペイ	クレジット	
		公衆浴場等（3施設）	ID、Edy	PayPay、LINEペイ	クレジット	

（その他）

○各種証明書（住民票や税関係証明など）の窓口交付において、キャッシュレス決済を導入している団体は、1団体（PayPay）のみ

○指定管理施設や行政財産の貸付・使用許可により提供しているサービス（カフェ・売店等）では、上記調査結果と異なり、様々なキャッシュレス決済を導入

論点

- 現状、現金決済が中心となっているが、どのような施設や窓口でキャッシュレス決済のニーズがあるか。
- キャッシュレス決済は様々な方式があるが、どの方式を採用するのが賢明か。（日本においては、多様な決済手法が乱立している）
- 住民のニーズへの対応や現金管理のリスク低減などのメリットがある一方で、支払い方法が多様化することにより窓口業務は複雑になるというデメリットもある。このバランスをどのように考えるか。

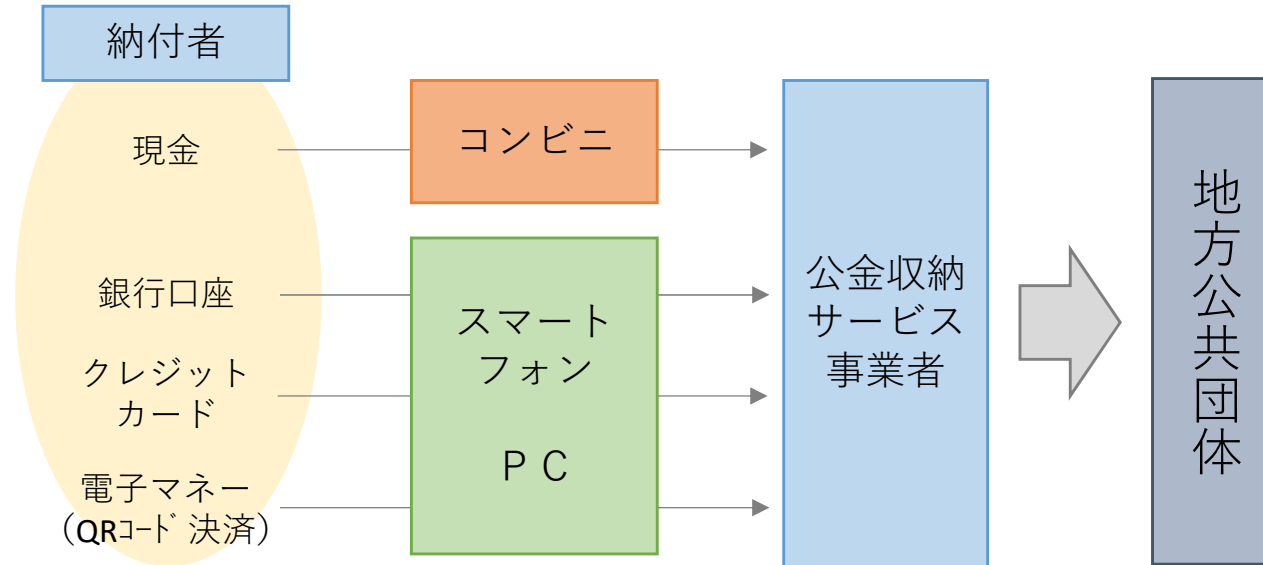
②納付書での納付におけるキャッシュレス化

納付書に印字されたバーコードによるキャッシュレス化の事例 (私人への委託制度を前提)

【内容】

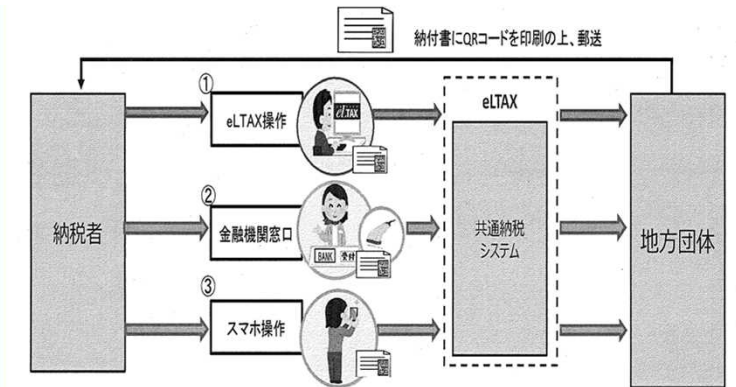
納付書に、バーコードを印刷し、そのバーコードを納付者がスマートフォンで読み取るなどにより、キャッシュレスをはじめとする様々な決済方法が可能。

【事務の流れ】



【経費】 納付件数ごとに手数料が必要。また、一定のシステム開発も必要となる。

【参考】 地方税の納付における統一規格QRコードの活用に向けた検討について



出所：総務省「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」（第1回）資料

- 納付書に統一規格のQRコードを付すことにより、すべての地方団体の公金を24時間365日キャッシュレスでどこからでも支払いが可能となるほか、指定金融機関等に限らず全国の金融機関で利用可能となる。
- 令和5年度から固定資産税等の税目に対応する予定。

論点

- コンビニ納付や口座振替を含め、それぞれの決済手段の割合はどうか。
- 今後導入を目指す団体にとって、障害となっているものは何か。

③電子申請電子納付

住民票交付事務におけるキャッシュレス化の事例

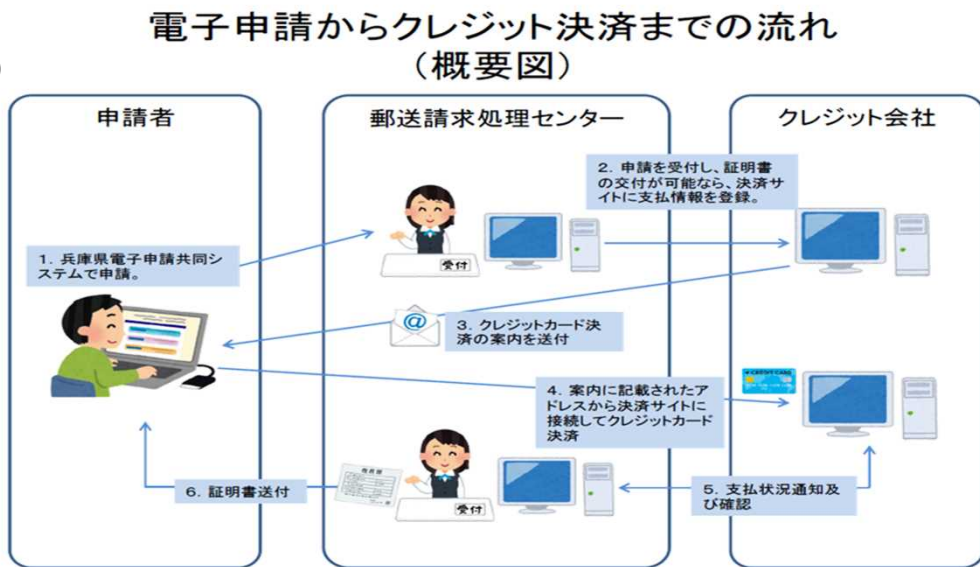
【内容】

電子申請システムで申請し、交付が可能であれば、納付先のURLが記載されたメールが送付される。その、URLに基づきクレジットカードにより決済。決済の確認ができれば、証明書を申請者の住民登録地へ郵送。

【事務の流れ】

(神戸市の事例)

出所：神戸市HP



【経費】 クレジットカード手数料が必要。申請システム関係の経費の発生

【第2回検討会】(株)グラファーのプラットフォームを利用したオンライン申請

[1] マイナンバーカード

出所：(株)グラファーHP



本人確認（電子署名）のために利用します。

[2] 署名用電子証明書暗証番号



本人確認（電子署名）のために利用します。

マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録します。

[3] クレジットカード



手数料等の納付に利用します。

対応ブランドは、VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Clubです。

[4] スマートフォンとアプリ



スマートフォンアプリ(Graffer Identity)でマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。

PCからご利用の方も、お手持ちのスマホにアプリをインストールしてください。

論点

- いくつかの地方公共団体が、住民の利便性向上のために、電子申請システムの導入をしている。しかし、第2回でも議論したように住民票などの交付件数は、相当数あり本県においてもオンライン化の効果は大きい。
 - ⇒ 国に対しマイナポータルに申請から一体で手数料等の支払いを完結するシステムとなるよう要望すべきか。
- 電子申請電子納付を導入しても、住民票を郵送している状況。
 - ⇒ 将来的には住民票自体を電子化したシステムとすべき旨も併せて国に対して要望すべきか。